東京民報　16/08/07　(1965年11月12日　第三種郵便物認可)　第1949号

外環の２練馬訴訟

原告５人が意見陳述

住環境の破壊を告発

地下トンネル方式で建設に着手している東京外郭環状道路（外環本線）の地上部に計画している都市計画道路「外環の2」（目白通りから東八道路までの約9㌔）のうち、国が事業認可を行った練馬区内1㌔区間の認可取り消しを求めて地権者ら沿線住民が起こした「外環の2」練馬訴訟の口頭弁論が7月25日、東京地裁（館内日佐志裁判長）で行われました。

弁論では、休憩をはさんで1時間40分にわたって5人の原告全員が意見陳述。住環境の破壊、自然環境への重大な影響などを詳しく述べました。

自宅マンションが計画地にかかっている原告は、マンション購入にあたって不動産業者から「道路計画があるが、50年も凍結されていて、もう実施されることはありえないといわれました。外環本線が地下方式になり、地上部に道路ができるという認識はなかった。道路を造るというのであれば買わなかった」と陳述。

そして「（立ち退きをなくするために）外環本線を地下にしたのに、『外環の2』を地上に造るのは無駄で、必要性は全くないと思います。畑がいっぱいあったときに凍結されてきたものが、住宅がいっぱいになった今、なぜ造るのか」と、計画の理不尽さを告発しました。

沿線住民の原告からは、道路建設が生活や自然環境に及ぼす影響の甚大さが次々に指摘されました。

自宅から20㍍ほど先が「外環の2」の計画地になっている斎藤恵美子さんは「今は人通りもあまりなく、車の音もほとんどしない静かな環境です。『外環の2』ができれば排気ガスや振動に耐えられなくなると思う。年金を下ろしに行く郵便局も遠回りしないといけなくなる。友達も道路の向こうになれば行き来もできなくなる。一人暮らしの私にとってはとても不安なことです」と切々と述べました。

藤田淑子さんは、石神井公園には、幼稚園児、保育園児、小中学生が大勢訪れることを示して、「子どもたちの成長にとって大事な公園です。『外環の2』が通れば公園に行くのが難しくなります。成長の場を奪わないでください」と訴えました。

さらに『外環の2』が公園の近くを通ると夜間も街灯や車のライトに鳥たちはびっくりしてやってこなくなります」と述べ、東南アジアやシベリアからきている多くの渡り鳥の行き場を奪うことになると指摘し、「自然環境を次の世代に渡していかなければなりません」と力を込めました。

次回弁論は9月14日で、小山雄一郎玉川大学准教授が証人として出廷、意見を述べます。

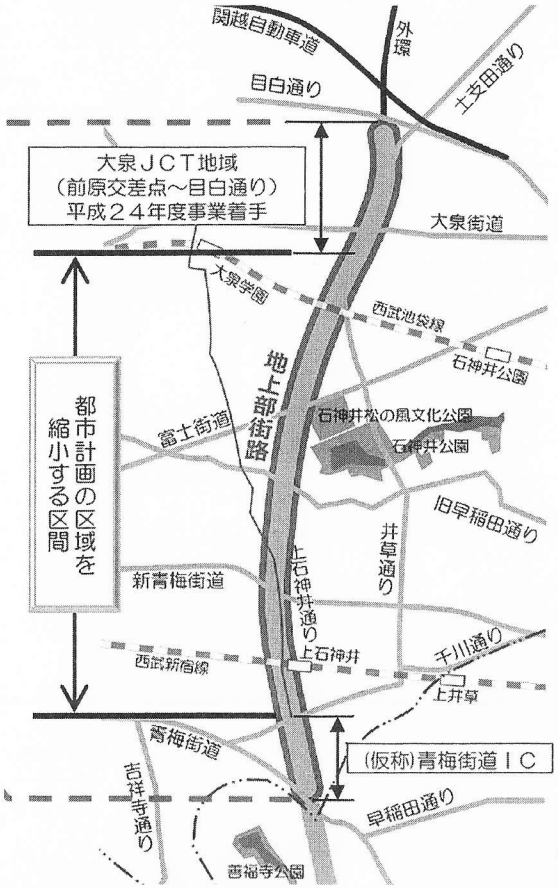

上部矢印部分が国の事業認可取り消しを求めている区間（都のパンフレットより）